

普天間飛行場跡地利用基本方針 の策定にかかる指針

平成17年6月

普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会

はじめに

本指針は、沖縄県と宜野湾市による普天間飛行場跡地利用基本方針の策定に向けた検討委員会からの提言であり、普天間飛行場の跡地利用にかかるこれまでの提言・提案、県民の意向、関連調査の成果等を集大成するとともに、検討委員会における新たな意見や議論の成果とあわせて、下記の三つの提言として取りまとめたものである。

1. 跡地利用の基本方向に関する提言

跡地利用にかかる計画づくりの柱とすべき基本的な考え方を示すものであり、跡地利用の目標、跡地利用の基本姿勢及び跡地利用の促進に向けた取組にかかる指針を取りまとめたものである。

2. 跡地利用の具体的な内容に関する提言

跡地利用の基本方向を実現する上で必要な跡地利用の具体的な内容について、これまでの検討成果等にもとづき、現段階における指針として取りまとめたものである。

3. 今後の取組に関する提言

跡地利用にかかる計画づくりを進める上で、今後、必要とされる取組の方向を示したものであり、基本方針に盛り込むべきことを指針として取りまとめたものである。

平成17年6月

普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会

目 次

1 . 跡地利用の基本方向に関する提言

- 1) 跡地利用の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 地権者の土地活用の促進
 - 宜野湾市の将来都市像の実現
 - 沖縄県や中南部都市圏の振興
- 2) 跡地利用の基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 関係者の参加と協働
 - 環境資源に対する配慮
 - 周辺整備との連携
 - 社会経済動向の反映
 - 段階的な跡地利用の実現
- 3) 跡地利用の促進に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 4
 - 広域的な施策の導入による土地活用の促進
 - 優れた環境づくりによる跡地利用の促進
 - 持続的、段階的な取組による跡地利用の目標の実現

2 . 跡地利用の具体的な内容に関する提言

- 1) 土地利用及び機能導入について・・・・・・・・・・・・ 5
 - 振興の拠点としての産業・機能の導入
 - これからの時代にふさわしい住宅地づくり
 - 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入
- 2) 都市基盤施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 幹線道路の整備
 - (仮) 普天間公園の整備
 - 公共交通システムの導入
 - 供給処理施設や情報通信基盤の整備
- 3) 環境づくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 自然環境や文化財の保全
 - 魅力的な環境づくり
- 4) 周辺市街地整備との連携について・・・・・・・・・・・・ 10
 - 跡地利用とあわせた周辺市街地の整備
 - 周辺市街地における幹線道路整備
 - 周辺市街地の都市機能の活用

3 . 今後の取組に関する提言

- 1) 計画の具体化に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 11
 - 土地利用や機能導入にかかる計画づくりの促進
 - 広域的な都市基盤施設にかかる計画づくりの促進
 - 自然環境や文化財にかかる計画づくりの促進
- 2) 県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取組・・・・・・・・ 13
 - 県民・市民の参加による計画づくりの促進
 - 地権者の意向醸成と合意形成による計画づくりの促進

1 . 跡地利用の基本方向に関する提言

1) 跡地利用の目標

地権者の土地活用の促進

地権者の意向にもとづく土地活用を早期に実現する。

- ・ 普天間飛行場はほとんどが民有地であり、接收後60年が経過しているため、地権者の高齢化が進んでいる。返還後速やかに、接收前の居住地への復帰や新たな土地活用を実現し、生活再建に向けた地権者の期待に応える必要がある。
- ・ 最近の地権者意向からみると、市街地としての土地活用や地権者の自己利用による土地活用が期待されており、跡地利用の目標として重視する必要がある。

宜野湾市の将来都市像の実現

宜野湾市が目指す将来都市像の実現に向けて、跡地においては新しい都市拠点の形成や幹線道路網の再編整備等に取り組む。

- ・ これまでの提案や提言においては、基地によって歪められてきた宜野湾市の都市構造や都市環境の改善につながる跡地利用に対する期待が大きい。
- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」(平成16年10月 宜野湾市)においては、跡地と既成市街地の一体的な将来都市像が目標とされており、跡地における新しい都市拠点形成や跡地と既成市街地にまたがる幹線道路整備等が方針として示されている。

沖縄県や中南部都市圏の振興

沖縄県や中南部都市圏の振興を目標として、跡地利用による産業・機能の導入や広域的な都市基盤整備等に取り組む。

- ・ 広大な規模を有し、中南部都市圏の中央に位置する跡地の特性を活用し、沖縄県や中南部都市圏の振興につながる拠点の形成が期待されるとともに、跡地利用による幹線道路整備や大規模公園整備等が計画されている。
- ・ 「沖縄振興計画」(平成14年7月 内閣府)においては、「普天間飛行場の跡地利用は沖縄全体の振興に影響が及ぶため、沖縄の振興をリードする高次都市機能の導入や基幹道路の整備等を総合的かつ計画的に進める」ことを方針としている。

2) 跡地利用の基本姿勢

関係者の参加と協働

地権者、市民・県民及び市・県・国の参加と協働による取組を促進する。

- ・ 地権者の意向を反映させるためには、地権者の主体性を尊重し、積極的な参加を促進する必要がある。
- ・ 跡地利用は、宜野湾市や沖縄県の振興拠点を目標としており、市民・県民の意向の反映に努める必要がある。
- ・ 跡地利用の目標や跡地の広大な規模からみて、跡地の有効利用を実現するためには、市・県・国の協働による取組を促進する必要がある。

環境資源に対する配慮

跡地の自然資源や文化資源に配慮し、環境との共生による跡地利用に努める。

- ・ 普天間飛行場には琉球石灰岩台地特有の洞穴や地下水脈が発達し、埋蔵文化財、希少な生物の棲息地等も数多く分布しており、跡地利用に当たっては十分な配慮が必要である。
- ・ 特に、地下水脈は、普天間飛行場の外で湧水となり、文化財を形成する要素や農業用水として利用されているため、跡地利用による水量の減少や水質の低下をまねかないようにする必要がある。
- ・ また、地盤条件等との適合性に配慮することにより、跡地利用の安全性を確保する必要がある。

周辺整備との連携

跡地利用に必要な周辺整備や跡地利用と連携した既成市街地の環境改善を促進するために、跡地と周辺市街地の一体的な整備に取り組む。

- ・ 普天間飛行場は接收前は農地や集落地であり、周辺市街地と結ぶ幹線道路等が未整備なため、このままでは市街地としての土地利用に必要な条件が整わない。
- ・ 市街地とするためには、跡地の内外における大規模な都市基盤整備が必要であり、特に、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用にとって不可欠である。
- ・ また、普天間飛行場の周辺においては、跡地利用とあわせた既成市街地の環境改善が期待されており、跡地利用の目標の一つとして取り組む必要がある。

社会経済動向の反映

今後の社会経済動向を見守り、状況の変化に柔軟に対応し、目標の実現に努める。

- ・ 国内外の情勢の変化や国際化、情報化等の新たな潮流に対応するために、沖縄県における自立型経済の構築に向けた柔軟な舵取りが必要であり、跡地利用においても、それらの取組との連携を図る必要がある。
- ・ 振興の拠点に期待される具体的な役割も変化していくものと予想されるため、柔軟な対応や持続的な取組により、目標の実現に努める必要がある。

段階的な跡地利用の実現

土地需要見通しを踏まえつつ、段階的な跡地利用を計画的に誘導し、それぞれの段階において、効果的な跡地利用が実現されるように努める。

- ・ 戦後、急増を続けてきた中南部都市圏の人口もやがてピークを迎え、住宅需要も縮小に向かうことが予想されているため、普天間飛行場の跡地においては、旺盛な住宅需要の中で進められてきたこれまでの跡地利用とは異なり、時間をかけて土地需要が発生していく可能性が高いと見られる。
- ・ そのため、跡地の有効利用の実現には、長期にわたる持続的な取組が必要であり、土地需要の時間的な見通しにもとづき、段階的な跡地利用を計画的に誘導することにより、まちづくりの中間的な段階においても、跡地利用の効果が十分に発揮されるように努める必要がある。

3) 跡地利用の促進に向けた取組

広域的な施策の導入による土地活用の促進

地権者との協働により広域的な施策を導入し、その効果を活用して跡地における土地利用の可能性を広げることにより、地権者による新たな土地活用を促進する。

- ・ 沖縄県の振興や宜野湾市の振興に寄与する広域的な施策を導入するためには、用地の確保や受け皿の整備等に、地権者との協働が不可欠である。
- ・ 一方、地権者による新たな土地活用を促進するためには、跡地における土地利用の可能性を広げる必要があり、大規模公園によるイメージアップ、幹線道路による交通条件の向上、新しい都市拠点形成による集客の拡大等、広域的な施策の導入に対する期待が大きい。

優れた環境づくりによる跡地利用の促進

優れた環境づくりにより、生産や生活の場としての魅力を高め、振興の拠点としての産業・機能の導入や滞在・来住の拡大により、跡地利用を促進する。

- ・ 跡地を拠点として沖縄らしい空間の再生に取り組むことにより、これからの時代におけるゆとりある住宅地づくりや魅力的な振興拠点形成をリードし、国際的な評価にも耐えるまちづくりを実現することにより、跡地利用を促進する。
- ・ 「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に率先して取り組み、持続的な発展の基礎を築くとともに、その成果を国内外に発信することにより、国際協力や産業振興に向けたポテンシャルを高め、振興の拠点としての跡地利用を促進する。

持続的、段階的な取組による跡地利用の目標の実現

長期にわたるまちづくりに対応するために、持続的な体制づくりや段階的な計画づくり等に取り組み、跡地利用の目標を実現する。

- ・ 広域的な位置づけに応える跡地利用を実現するためには、沖縄県や中南部都市圏の発展と歩調をあわせ、かつ、リードするような長期にわたる取組が必要である。
- ・ 長期にわたる取組を推進するためには、地権者との協働、県民・市民意向の反映、市・県・国の連携等に向けた持続的な体制づくりに取り組む必要がある。
- ・ また、その間の状況の変化に柔軟に対応するためには、段階的な計画づくり等に取り組み、跡地の有効利用を促進する必要がある。

2 . 跡地利用の具体的な内容に関する提言

1) 土地利用及び機能導入について

振興の拠点としての産業・機能の導入

普天間飛行場の跡地においては、長寿健康産業、観光リゾート産業、環境産業等を中心とし、国際交流、人材育成、既存の県内産業や機能との連携・活用を軸とした産業・機能の導入により、沖縄県の振興の拠点を形成する。

具体的な拠点形成の方向としては、周辺の大学等との連携による産業創造拠点形成を目標とし、緑につつまれた「産学住遊創」の空間づくりを推進することが望まれる。

- ・ 跡地においては、中南部都市圏の中央に位置するという地理的特性を活かし、県内の既存の産業集積地や大学、研究機関等との連携の拠点としての位置づけに応える産業・機能の導入を促進することが望まれる。
- ・ また、日本の南の玄関口に位置し、東南アジア諸国と隣接するという沖縄の地の利を生かして、国際交流や国際協力の促進をも視野に入れた産業・機能の導入を促進することが望まれる。
- ・ 産業創造拠点は、優れた環境の中で複合的な機能集積を図り、人、物、情報の交流を活発にすることにより、新たな価値を創造しようとするものであり、これからの有力な産業振興策として世界の潮流となりつつある。普天間飛行場の跡地は、産業創造拠点を形成する上で、優れた立地条件を備えている。

これからの時代にふさわしい住宅地づくり

普天間飛行場の跡地においては、特色ある自然環境を活用し、風土に根ざした新たな沖縄らしい住宅地づくりを推進する。

新しい住宅地の暮らしを支える生活関連サービス機能を確保するために、既存施設の活用にも配慮しつつ、公共・公益施設等の整備にかかる計画づくりを進める。

住宅地における暮らしの質を高め、持続させていくためのしくみとして、コミュニティづくりを推進する。

- ・ 普天間飛行場の跡地においては、戦後の人口急増期に喪失してきた沖縄らしさの原型を踏まえ、新たな沖縄らしい住宅地づくりを進めること等により、住宅地としての魅力を高め、新たな需要を誘発していく必要があり、地権者による土地活用の促進にもつながる。

- ・ 生活関連サービス機能を確保するために、住宅地計画の具体化とあわせて、世帯数や世帯構成、既存施設利用の可能性等に配慮して計画づくりを行うこととし、行財政需要の増大を抑制しつつ、効率的なサービスを実現するために、施設の利用圏に配慮したまとまりある住宅地づくりや既存施設の有効利用に配慮した住宅地の配置等に努める。
- ・ コミュニティは、高齢化社会における暮らしの拠り所として、あるいは住宅地や公益施設等の管理・運営にあたる母体として期待され、優れたコミュニティの存在は住宅地の魅力の一つとして評価される。跡地においては、従前の居住地への復帰等、自己利用のための住宅整備を希望している地権者が多く、早期整備の可能性も高いと考えられるため、コミュニティづくりに向けた地権者の積極的な取組を促進する。

宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

宜野湾市の中央に位置する地の利を活かして、市民生活の拠り所となる新しい都市拠点形成を目指し、行政機能や市民サービス機能等を導入する。

- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、跡地の中央に「新ねたての交流拠点」が計画されており、市民サービスの中心としての位置づけも与えられており、長期的には、市庁舎の移転も視野に入れた展望が行われている。
- ・ また、広域的な商業拠点としての機能導入等により、より広域的な圏域を対象とする交流の場としてのまちづくりに取り組むことも可能である。

2) 都市基盤整備について

幹線道路の整備

跡地においては、自然の地形や自然環境等との調和を図りつつ、広域的な幹線道路として計画されている（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路、宜野湾市の幹線道路網を再編するための幹線道路の整備に取り組む。

- ・ 「沖縄県総合交通体系基本計画」(平成 14 年 3 月 沖縄県)においては、沖縄本島のラダー型骨格道路網として、跡地利用による（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路が計画されている。
- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、跡地利用による幹線道路網の再編計画として、上記の 2 本の道路を含め、東西 3 本、南北 2 本の幹線道路が計画されている。
- ・ これらの幹線道路は、広域的な要請に応えるとともに、跡地利用に必要な条件を整える上で不可欠である。

（仮）普天間公園の整備

跡地においては、広域における防災性や公園の整備水準を高めるとともに、優れた環境づくりを促進するために、（仮）普天間公園の整備に取り組む。

- ・ 「沖縄県広域緑地計画」(平成 14 年 3 月 沖縄県)においては、（仮）普天間公園は交流と文化をテーマとする広域防災公園で、自然回復の拠点ともなり、大規模軍用地の返還記念公園として実現を図るとされている。
- ・ （仮）普天間公園は、跡地のイメージアップに向けた優れた環境づくりの中核となり、跡地利用を促進するためのまちづくり戦略としても期待される。

公共交通システムの導入

多くの県民や観光客等を集め、沖縄の振興の拠点としてのまちづくりや（仮）普天間公園等の利用を促進するために、広域的な公共交通システムの導入に向けた検討を進める。

また、自動車利用による環境負荷を軽減しつつ、跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合する効果を楽しむための先進的な取組として、ローカルな公共交通システムの導入に向けた検討を進める。

- ・ 「沖縄県総合交通体系基本計画」においては、普天間飛行場を経由する東西、南北の公共交通軸が位置づけられ、短中期的には基幹バスシステムや新たな高速バスシステムの導入促進、中長期的にはモノレールの延伸や南北軸を形成する軌道系交通システムを検討することとされている。また、魅力的な交通環境の形成を目指した短距離移動システムとして、新たな開発エリアである普天間飛行場跡地において、先進的な交通システムに取り組むこととされている。
- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、公共交通の利用促進に向けた取組の一環として、モノレールと連絡する軌道系交通システムの導入について検討を進めるとされている。

供給処理施設や情報通信基盤の整備

跡地においては、跡地利用計画の具体化とあわせて、環境に配慮した供給処理施設を整備する。

また、振興拠点における活動を支えるとともに、通信手段を活用した新しい勤務形態や新しい生活利便の実現に向けた情報通信基盤を整備する。

- ・ 下水道整備に際しては、湧水の量・質への影響等を軽減するために、地下浸透方式の導入等に取り組む必要ある。
- ・ 廃棄物の処理等については、ゼロエミッションに配慮した施設整備に取り組む必要がある。
- ・ 沖縄県の優れたブロードバンド通信基盤、通信サービス環境を活用して、振興拠点にふさわしい情報交流を促進するとともに、通勤せずに仕事ができる在宅勤務やサテライトオフィス等の新しい勤務形態の実現、遠隔診療、インターネットショッピング等による生活利便の向上を図り、生活の場としての魅力を高める必要がある。

3) 環境づくりについて

自然環境や文化財の保全

跡地においては、自然環境や文化財等の現況調査にもとづき、保全の必要性等について評価を行い、計画づくりに反映させる。

- ・ これまでの調査によると、跡地には貴重な生物の棲息地や埋蔵文化財包蔵地等が多く分布しており、学術的な価値の保全や特色ある地域文化の形成に配慮して、計画づくりに際しての対応指針を明らかにする必要がある。
- ・ また、跡地には石灰岩台地に特有の洞穴が数多く分布し、地下水系を発達させている可能性が高いと見られるので、跡地利用による陥没の危険性や地下水系への影響等について確認し、計画づくりに際しての対応指針を明らかにする必要がある。

魅力的な環境づくり

跡地に特有の自然資源や文化資源を活用して、沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、個性的かつ先進的な環境づくりに取り組む。

また、これからのまちづくりの共通の課題として、「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に向けた取組の導入にかかる検討を進め、計画づくりに反映させる。

- ・ 跡地の特性を活かした、国際的な評価にもたえる環境づくりは、跡地の魅力を高め、跡地への機能立地を促進していく上で効果的であり、まちづくり戦略として重視し、計画づくりに幅広く反映させる必要がある。今後、旧並松街道や旧集落等の再生、石灰岩台地特有の細かな起伏や既存樹木の活用、周辺地域との連携等にかかる検討を進め、沖縄らしい街並みや景観の形成に向けたデザイン方針を確立し、計画づくりに反映させる。
- ・ 跡地においては、沖縄の特性である「亜熱帯海洋性気候」や「島嶼性」に着目して、持続的な発展に向けた先進的な取組を導入する必要がある。また、これらの先進的な取組を通じて得られた経験や技術的蓄積を活かして、国際協力や新しい産業の振興等に結びつけることを考慮しながら、計画の具体化に取り組む必要がある。

4) 周辺市街地整備との連携について

跡地利用とあわせた周辺市街地の整備

宜野湾市においては、跡地利用とあわせた新しい都市像の形成を目標としており、跡地と周辺市街地の連携によるまちづくりの具体化に向けた計画づくりを促進する。

- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン」においては、跡地利用と周辺市街地の連携により、幹線道路網の再編、新しい都市拠点形成、既成市街地の環境改善等による新しい都市像の形成が目標とされている。
- ・ そのため、跡地利用とタイミングをあわせて取り組むべき周辺市街地整備にかかる検討を急ぎ、跡地利用計画に反映させる必要がある。

周辺市街地における幹線道路整備

跡地と結ぶ幹線道路は、跡地と周辺市街地にまたがって計画されており、跡地利用に必要な条件整備のために、周辺市街地における早期の幹線道路整備に取り組む。

- ・ 普天間飛行場と既存幹線道路とのつながりが弱いため、都市的土地利用による跡地利用を進めるためには、周辺市街地において、跡地と既存幹線道路を結ぶ幹線道路の整備が不可欠である。
- ・ また、周辺市街地における幹線道路整備は、周辺市街地の再開発の契機となり、都市構造の改善や土地の高度利用化につながることで期待されるので、そのような観点をも踏まえた計画づくりに取り組む必要がある。

周辺市街地の都市機能の活用

周辺市街地の生活関連サービス機能等を活用した住宅地づくりは、跡地における住宅立地を促進するための方策の一つとして期待されるため、跡地と周辺市街地にまたがる生活圏形成に取り組む。

- ・ 跡地利用による住宅立地が一定の規模に達するまでは、跡地において新規の生活関連サービス機能（小・中学校、近隣店舗等）等を整備し、生活利便を確保することが困難と考えられるため、早期の住宅立地を促進するためには、周辺市街地の都市機能を活用した住宅地づくりが効果的である。
- ・ そのため、周辺市街地との近接性等に配慮した住宅地づくりや周辺市街地と跡地にまたがる新たな生活圏の形成に取り組む必要がある。

3 . 今後の取組に関する提言

1) 計画の具体化に向けた取組

土地利用や機能導入にかかる計画づくりの促進

沖縄の振興の拠点としての産業・機能の導入については、引き続き、長期にわたる持続的な取組体制を整え、振興プロジェクトの具体化等に取り組む。

- ・ 産業・機能の導入にかかる見通しは、今後の誘致活動等を通じて、時間をかけて、段階的に具体化されていくものであり、県を中心として、長期にわたる持続的な取組のための体制を整え、立地需要にかかる情報収集や国内外への情報発信等を通じて、振興プロジェクトの具体化を促進する必要がある。
- ・ 産業創造拠点形成のためには、中核となる産業・機能の受け皿整備、優れた環境づくり、広域的な連携に必要なネットワークの形成、人材育成等に向けた計画づくりに取り組む必要があり、産業・機能導入の可能性を長期にわたって担保するための実現方策の推進を図る必要がある。

住宅地づくりについては、今後の住宅需要動向を踏まえつつ、新たな需要の誘致による跡地利用の促進に向けて、跡地に期待される住宅地の計画づくりに取り組む。

- ・ 住宅地は、地権者による土地活用の主要な対象となるものであることから、今後の住宅需要にかかる見通し等を踏まえつつ、中南部都市圏からの新たな需要の誘致や県外からの来住の促進につながる住宅地づくりに取り組み、跡地利用を促進する必要がある。
- ・ そのため、自然環境や景観に配慮したゆとりある住環境づくりや新しいライフスタイルへの対応等を目標として、魅力的な住宅地の計画づくりに取り組む必要がある。

宜野湾市の新しい都市拠点形成については、宜野湾市を中心として、導入機能の具体化や受け皿の確保等にかかる検討を促進する。

- ・ 宜野湾市の新しい都市拠点形成にかかる具体的な計画づくりには、市民利用施設整備にかかる市民意向や広域的な商業機能の立地動向等を踏まえつつ、時間をかけて取り組む必要がある。
- ・ とくに公的施設については、長期にわたる取組が必要であり、拠点形成の可能性を長期的に担保するための方策の導入等にかかる検討を促進する。

広域的な都市基盤整備にかかる計画づくりの促進

幹線道路整備については、関係機関による検討体制を整え、跡地利用にかかる全体の計画づくりと歩調をあわせて、計画の具体化に向けた検討を促進する。

- ・ 幹線道路整備は、跡地におけるまちづくりの骨格として重要であることから、自然環境や景観に十分配慮を払うとともに土地利用計画や地盤条件等との整合を図るために、全体計画とのフィードバックを図りながら、計画づくりを進める必要がある。
- ・ また、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用の条件整備として不可欠であり、早期の整備に向けた計画づくりに取り組む必要がある。

(仮)普天間公園の計画は、跡地の都市構造や環境づくりに向けた具体的な取組に大きな影響を及ぼすことになるので、引き続き、地権者の意向、優れた環境づくり等に配慮して、計画策定に向けた取組を促進する。

- ・ (仮)普天間公園については、返還の記念、沖縄の振興、公園緑地整備水準の向上等、公園整備の多様な意義に配慮し、市・県・国が連携して計画づくりに取り組む必要がある。
- ・ また、計画の具体化に際しては、跡地のイメージアップ効果や自然条件の活用、広域からのアクセス等に配慮する必要がある。

自然環境や文化財にかかる計画づくりの促進

返還後速やかな跡地利用を実現するために、引き続き、自然環境や文化財にかかる現況調査を促進する。また、原状回復措置後の現況調査も必要となるため、段階的な現況調査と並行して計画づくりを進めるためのしくみづくり等に取り組む。

- ・ 自然環境や文化財にかかる情報収集は、跡地利用の前提条件として不可欠であることから、早期の計画づくりに向けて、引き続き、自然環境や文化財にかかる現況調査を促進する必要がある。
- ・ しかしながら、滑走路の地下部分等にかかる現況調査は原状回復措置後となるため、返還後速やかな跡地利用を実現するためには、現況調査の一部を保留した状態で計画づくりを進める必要があり、計画の一部見直しも視野に入れた段階的な計画づくり等に取り組む必要がある。

2) 県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取組

県民・市民の参加による計画づくりの促進

振興拠点の形成や都市基盤整備等の広域的な施策にかかる計画づくりについては、引き続き、県民との情報の共有化や意見交換を通じて、県民の意向を反映する。

- ・ 振興拠点を形成するためには、特に、初期の段階では、県内の既存の産業・機能との連携による取組が期待されるため、県民、とりわけ産業界との協働の取組を促進する必要がある。
- ・ また、(仮)普天間公園は、県民のオアシスとして期待されており、県民意向の反映による計画づくりに取り組む必要がある。

宜野湾市の将来都市像の実現に向けた新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等にかかる計画づくりについては、引き続き、市民との情報の共有化や意見交換を促進し、市民の合意を形成する。

とくに、周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用の条件整備として不可欠であり、早期の取組に向け、沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進する。

- ・ 新しい都市拠点形成は、市民生活の魅力を高めるとともに、都市構造の変革につながるものであり、具体的な機能導入の方向や目標とするまちの姿等について、市民の参加と合意にもとづく計画づくりに取り組む必要がある。
- ・ 周辺市街地における幹線道路整備は、跡地利用の条件整備として不可欠であり、また、周辺市街地に及ぼす影響も大きいため、幹線道路整備と連携した市街地の再編等を視野に入れつつ、沿道地域の住民や地権者との意見交換を促進し、跡地利用に先行する早期の取組を開始する必要がある。

地権者の意向醸成と合意形成による計画づくりの促進

地権者の土地活用意向の反映と地権者の協力による計画づくりに向けて、引き続き、跡地利用にかかる情報提供や意見交換に取り組み、地権者の意向醸成や合意形成を促進する。

- ・ 地権者の土地活用意向を実現するためには、引き続き、土地活用にかかる情報提供や意見交換等を通じて、地権者の意向醸成を促進し、今後の意向の変化や新たな動向等をふまえ、計画づくりに反映させる必要がある。

- ・ また、広域的な施策の導入にかかる地権者の理解と合意形成を促進するためには、引き続き、地権者参加による計画づくりに取り組む必要がある。
- ・ とくに、(仮)普天間公園整備等のための用地の確保には、地権者の多大な協力が不可欠であり、広域的な施策の必要性や土地活用を促進する効果等にかかる情報提供や意見交換を通じて、地権者との合意形成を促進する必要がある。

跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、十分な規模の受け皿の供給、優れた街並み形成に向けた土地の共同利用や共同開発等が効果的であり、地権者の協働によるまちづくりに向けた情報提供や意見交換を促進する。

- ・ 住宅地としての新しい魅力をアピールするためには、土地の共同利用や地権者の協調・共同により、大きな区域で一体的な住宅地づくりに取り組むことが効果的であり、地権者の参加による住宅地づくりを支援する必要がある。
- ・ また、県の振興の拠点や宜野湾市の新しい都市拠点としてのまちづくりの担い手として、地権者の協働による取組が期待されるので、計画の具体化と並行して、地権者に対する情報提供や意見交換を促進する必要がある。

普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	福島 駿介	琉球大学工学部環境建設工学科教授
副委員長	岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科教授
委員	石原 昌家	沖縄国際大学総合文化学部社会文化学科教授
委員	富川 盛武	沖縄国際大学産業情報学部産業情報学科教授
委員	宮城 邦治	沖縄国際大学総合文化学部社会文化学科教授
委員	岩佐 吉郎	名桜大学大学院教授
委員	岩田 直子	沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科助教授
委員	清水 肇	琉球大学工学部環境建設工学科助教授
委員	永松 栄	早稲田大学芸術学校都市デザイン科非常勤講師
委員	原 久夫	琉球大学工学部環境建設工学科助教授
委員	稲垣 純一	国際電子ビジネス専門学校校長
委員	八木原 由博	三井物産株式会社那覇支店長
委員	真野 博司	(株)産業立地研究所長
委員	花城 清善	宜野湾市軍用地等地主会会長
委員	又吉 信一	宜野湾市軍用地等地主会副会長
委員	比嘉 敬子	宜野湾市軍用地等地主会事務局長
専門委員	米澤 健	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付跡地利用企画官
専門委員	横山 晴生	国土交通省総合政策局事業総括調整官
専門委員	望月 明彦	国土交通省都市・地域整備局都市総合事業推進室長
行政側委員	花城 順孝	沖縄県知事公室長
行政側委員	末吉 哲	沖縄県土木建築部長
行政側委員	宜名真 盛男	沖縄県観光商工部長
行政側委員	伊佐 嘉一郎	沖縄県文化環境部長
行政側委員	米須 清栄	宜野湾市企画部長
行政側委員	比嘉 博	宜野湾市基地政策部長
行政側委員	砂川 勝彦	宜野湾市建設部長
行政側委員	石川 義光	宜野湾市市民経済部長